

開 会	
副議長	<p>それでは、ただ今から、平成27年第1回定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時06分)</p>
副議長	<p>本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、ただ今から、平成27年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を開催させていただきます。</p>
日程第1	
副議長	<p>日程第1 「議席の指定について」を、行います。</p> <p>今回、筑前町議会から選出されました議員の議席を、会議規則第4条の規定により指定いたします。</p> <p>議席番号と氏名を職員に朗読させます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議席番号、氏名の順で朗読を申し上げます。</p> <p>10番 田中政浩議員</p> <p>11番 栗野光雄議員</p> <p>16番 矢野勉議員</p> <p>以上でございます。</p>
副議長	<p>ただ今、朗読しましたとおり、議席を指定いたします。</p>
日程第2	
副議長	<p>日程第2 「議長の選挙について」を、行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
副議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
副議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>したがって、指名の方法は、副議長が指名することに決定いたしました。</p> <p>議長に、筑前町議会選出「16番 矢野議員」を、指名いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今指名いたしました、筑前町議会選出「16番 矢野議員」を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
副議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>したがって、筑前町議会選出「16番 矢野議員」が、議長に当選されました。</p> <p>ただ今議長に当選されました筑前町議会選出「16番 矢野議員」に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。</p> <p>矢野議長、当選承諾及びあいさつを自席にてお願いを申し上げます。</p>
議 長	<p>議長にさせていただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>この施設についてはたいへん古くなってきつつありますので、運営の管理の整備も</p>

	<p>やっていくということですので、今のこの議会です、ぜひ改善されてはと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>(拍手)</p>
副議長	<p>議長交代のため、暫時休憩いたします。</p> <p>(議長の交代)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>
日程第3	
議長	<p>日程第3 「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員に、</p> <p>1番 手嶋源五議員、2番 梶原康嗣議員を、指名します。</p>
日程第4	<p>日程第4 「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日、2月17日の1日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日、2月17日の1日間に決定しました。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>組合長</p>
組合長	<p>組合長のあいさつ及び提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本日、ここに平成27年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、同意1件と議案4件についてご審議をお願いする次第であります。</p> <p>それでは、ただ今からご提案申し上げます案件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>同意第1号は、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について、同委員会委員の任期満了に伴い、新たに選任することについて同委員会規約の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>議案第1号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特別職の職員のうち、組合長及び副組合長(関係市町村長)の報酬を支給する必要が生じたため、本案を提出するものであります。</p> <p>議案第2号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の再任用に関する条例の制定について、地方公務員法及び地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。</p> <p>議案第3号は、平成26年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について、平成26年第2回定例会においてご承認いただきました、平成25年度一般会計決算で生じた繰越金に係わる補正であります。</p> <p>歳入歳出それぞれ89,922千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,082,177千円とするものであります。</p> <p>議案第4号は、平成27年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について</p>

	<p>で、予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,874,608千円で、前年度比52,993千円の増額で予算編成をいたしております。</p> <p>予算の概要は、歳出で、総額が106,585千円で7,306千円の増額、施設運営費が1,118,715千円で45,687千円の増額、公債費が638,611千円で前年度と同額で計上いたしております。</p> <p>歳入で、分担金及び負担金が1,708,424千円で21,578千円の増額、使用料及び手数料が1,950万円で100万円の増額、財産収入が25,575千円で415千円の増額、繰越金が120,000千円で30,000千円の増額で計上いたしております。</p> <p>以上、提案理由についてご説明を申し上げましたが、いずれも本組合の運営上重要な案件でありますので、慎重にご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	提案理由の説明が終わりました。
日程第6	
議 長	<p>日程第6 同意第1号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>同意第1号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めます。</p> <p>本日提出、組合長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員佐藤純子及び唐川桂佑が平成27年3月31日をもって任期満了になることに伴い、新たに武井欽二及び徳永光利を甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に選任することについて、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めます。</p> <p>委員の住所、氏名等につきましては記載のとおりで、本日配布いたしております別紙に略歴書を付けさせていただきます。両委員とも元役場の職員でございます。</p> <p>なお、略歴書につきましては、会議終了後回収をさせていただきますので、そのまま机の上に置いておいて回収したいと思います。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を省き採決したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、採決します。</p> <p>同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	挙手全員です。

	したがって、同意第1号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。
日程第7	
議長	日程第7 議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長
施設課長	議案書の4ページをお願いいたします。 議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 甘木・朝倉・三井環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。 本日提出、組合長名でございます。 提案理由といたしまして、特別職の職員の内、組合長及び副組合長（関係市町村長）の報酬を支給する必要が生じたため、本案を提出するものでございます。 次の5ページが改正する条例になります。 条例の第3条中、組合長、副組合長、関係市町村長及びを削り、別表第3条関係に、組合長、年額9万円、副組合長（関係市町村長）、年額8万円を加えるものでございます。 附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。 次の6ページに、条例の新旧対照表をお付けいたしておりますので、ご参照いただければと思います。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議長	討論がないようです。 議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議長	挙手全員です。 したがって、議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第8	
議長	日程第8 議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の再任用に関する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長
施設課長	議案書の7ページをお願いいたします。

	<p>議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の再任用に関する条例の制定について」</p> <p>標記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日提出、組合長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。</p> <p>次の8ページが、条例の内容になります。</p> <p>これにつきましては、各構成市町村で制定をされておられます再任用に関する条例と同様のものになるかと思えますけれども、筑前町の条例に準じて制定をいたしております。</p> <p>条例の概要といたしましては、定年退職等により一旦退職した者を1年以内の任期を定めて、改めて常時勤務を要する職または短時間勤務の職に採用することができる制度で、対象者は、定年退職者又は勤務延長により勤務したあと退職した者、もしくは25年以上勤務した後定年前に退職した者で、退職後5年以内の者で、任期は1年を超えない範囲で任命権者が定め、勤務実績等を考慮し、1年を超えない範囲で更新が可能で、任期の末日は、65歳に達する年度の年度末でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>14番 長野議員</p>
14番	<p>今まで制定をしてないから今回制定をするということですけども、将来この施設の中でですね、そういう再任用を考えてあるのか、全然制定されてないから今回たまたま提案されたのか、再任用を今後活用しながら施設運営をされるのか、その辺をお聞きしたいと思います。</p>
議長	施設課長
施設課長	<p>この再任用の条例の制定につきましては、来年度いっぱい退職する関係者が出てまいりますので、その関係もありました関係で、今回条例の制定をさせていただいた次第でございます。</p> <p>今後の再任用につきましても、施設の運営課題も含めて再任用を続けていく考えで制定をさせていただいているところでございます。以上でございます。</p>
議長	14番 長野議員
14番	退職をされた後の新規採用というのは考えずに、再任用でいくということですか。
議長	組合長
組合長	<p>お答えをいたします。</p> <p>この施設もですね、更新も控えておりますけれども、さらに10年、それ以上運営していかなければならない施設でございます。当然、このプロパー職員等についてもですね、専門性を高める研修も含めて育成しなければならないと考えているところでございます。</p> <p>再任用も含めまして、また新規採用も視野に入れながら、今後運営をやっていきたいと考えております。</p> <p>当然、新規採用等についても必要だという認識でございます。</p>
議長	3番 田中議員
3番	この再任用についてですね、これは各市町村それぞれ公務員法に基づき再任用ということだろうと思いますが、この給与の格付けはどんな格好でされるのでしょうか。

議 長	施設課長
施設課長	給与の格付けでございますけれども、一応、現在は、退職時の給与等級に合わせまして制定するにしておりますけれども、現在のところ3級の級を適用するにいたしております。3号級です。はい。3級ですね。
議 長	施設課長
施設課長	言い忘れました。 筑前町の条例に準じて支給するということにいたしておりますので、申し訳ございません、そういったことをご了承いただければと思います。
議 長	3番 田中議員
3 番	後でいいとは思いますが、今日1日でしょう。だから、これが終わるころか何かでも一応報告はしていただきたいと思います。
議 長	施設課長
施設課長	議会終了後までには確認をいたしまして、ご報告を申し上げたいと思います。
議 長	3番 田中議員
3 番	これはですね、議長さんをお願いしたいんですが、質疑等があつてですね、「質疑はないですか」と言ってもらわないとですね、いきなり言われても、今の僕のごと、だから、それはですね、やっぱり進行上はしていただきたいと。 私は以前、確かそのお願いはしたような気がするんですけど。そうせんとですね、私たちはいつ質問していいか、どうなのかというのを分からんですね。いきなり質疑は終わりましたと言われてもですね。だから、それはお願いしたいと思います。
議 長	失礼しました。 質疑のほうは、顔を見よつてですね、動きがなかったんで、このようにさせていただいた。 分かりました。十分これについては、質疑があるかどうかお尋ねをさせていただきたいと思います。 他にないでしょうか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論がないようです。 議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の再任用に関する条例の制定ついて」を、採決します。 議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の再任用に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第3号「平成26年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長
施設課長	議案書の9ページをお願いいたします。 議案第3号「平成26年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第2

	<p>号) について」</p> <p>平成26年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日提出、組合長名でございます。</p> <p>別冊の平成26年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算書(第2号)をお願いいたします。</p> <p>まず、1ページをお願いいたします。</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ89,922千円を追加し、予算総額を2,082,177千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正につきましては、繰越金の関係でございます。</p> <p>昨年8月の定例議会において決算の承認をいただき、確定をいたしておりましたけれども、緊急な修理等を考慮し、補正財源としておりましたけれども、補正予算を伴うような修理等が発生いたしませんでしたので、繰越金を89,922千円増額補正し、3ページのほうの歳出の予備費のほうに、同額を増額補正するものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論がないようです。</p> <p>議案第3号「平成26年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について」を、採決します。</p> <p>議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第3号「平成26年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第4号「平成27年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p>
施設課長	<p>議案書の10ページをお願いいたします。</p> <p>平成27年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について</p> <p>平成27年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日提出、組合長名でございます。</p> <p>別冊の平成27年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算書をお願いいたします。</p> <p>まず、1ページをお願いいたします。</p> <p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,874,608千円と定め、一時借入金の最高額は、10億円と定めるものでございます。</p> <p>4ページと5ページをお願いいたします。</p> <p>歳入と歳出の事項別明細書でございます。</p>

予算総額が1,874,608千円で、前年度比52,993千円増の約2.9%増額で、予算編成を行っております。

主たる増減箇所を中心に、それぞれの内訳を、まず歳出のほうからご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目の議会費につきましては、前年度と同額でございます。

次に、2款総務費の1項1目一般管理費が106,440千円で、前年度比7,392千円の増額でございます。

1節報酬で、正副組合長の報酬を27年度から支給することとなったため、新たに設けております。

2節給料から4節共済費までは、職員6名分の人件費になります。

9ページの13節委託料が5,984千円で、3,138千円の減で、主に26年度に行った財務会計システムの更新業務が27年度はないための減になります。

10ページをお願いいたします。

22節補償補填及び賠償金が8,000千円で、栗田区の補償費になりますが、予算の性質上3款の施設運営費から2款の総務費のほうへ組み換えを行った関係で、27年度よりこちらのほうで計上をいたしております。

この関係が、総務費の増額の主な要因となります。

次に、3款施設運営費の1項1目ごみ処理運営費が972,708千円で、25,775千円の増額でございます。

増額の主な要因は、11節需用費の修繕費が約53,000千円の増で、これにつきましては、修繕箇所の増加によるもので、昨年火災があった関係もあり、本来であれば時期を遅らせてする予定箇所を、念のために前倒しで行うこととしたために増額となっております。その分につきましては、来年度以降に相殺され減額となるところでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

16節原材料費が171,455千円で、前年度比24,442千円の減で、これについては、コークス、灯油等の減によるもので、コークスが前年度比約15,300千円の減で、単価の低下によるものでございます。単価が前年度比、トン当たりで7,700円の減額となっております。

灯油が前年度比約8,000千円の減で、単価と使用料の減によるものでございます。単価が前年度比、キロリットル当たりで3,200円の減、使用量が前年度の約半分の減となっております。

使用量の減につきましては、飛灰返送改良工事の効果により使用量を削減することができております。

なお、コークス、灯油等の資材につきましては、年1回入札により価格を決定いたしておるところでございますが、昨今のように市場価格が大きく変動した場合は、適宜業者と協議の上、市場価格に見合った額に変更を行っているところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

3款1項2目リサイクルプラザ運営費が133,931千円で、20,397千円の増額です。

増額の主な要因は、11節需用費が41,287千円で、4,150千円の増です。

その内、修繕費と消耗品が部品交換等の増加による増、13節委託料が77,459千円で3,000千円の増です。

その内運転管理業務委託料が、搬入量や搬出増加の対応として作業員1名の増員によると、16節原材料費が15,116千円で、その内予備品で回転破碎機やコンベ

	<p>ア類の機械部品の予備品の増によるものでございます。</p> <p>次の3目リサイクル工房運営費と、13ページ、4目のカゴ・コンテナ洗浄施設運営費については、若干の減額でございます。</p> <p>次の4款1項1目公債費につきましては、元金と利子の合計は前年度と同額でございます。</p> <p>続きまして、歳入のご説明を申し上げます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>1款分担金及び負担金の1項1目負担金が1,708,424千円で、前年度比21,578千円の増額でございます。構成市町村ごとの負担金は、右の説明欄のとおりでございます。</p> <p>派遣職員人件費につきましては、筑前町へ派遣している職員の人件費で、筑前町からの負担になります。</p> <p>2款使用料及び手数料の1項1目手数料が19,500千円で、ごみの個人受付手数料になりますが、個人搬入の増加により1,000千円増額で計上いたしております。</p> <p>次に、5款繰越金の1項1目繰越金が120,000千円で、前年度比30,000千円増額で計上いたしております。</p> <p>なお、予算資料といたしまして14ページから18ページに給与費明細書等を添付いたしておりますが、給与につきましては、筑前町の給与条例に準じて支給を行っております。</p> <p>最後の19節に地方債の現在高調書を掲載しておりますが、普通債のうち衛生債が施設建設分で災害復旧債が法面の災害復旧工事分になります。</p> <p>27年度中の元金償還見込額の合計が623,136千円、27年度の現在高見込額の合計が897,429千円でございます。</p> <p>なお、前回8月の定例議会におきまして、4番の平田議員さんのほうから、起債償還について計画を示してほしいとのご意見がございましたので、本日配布資料の中に予算資料といたしまして、別紙に起債償還残高表をお付けいたしておりますところでございます。併せてご参照をいただければと思います。</p> <p>なお、償還終了年度につきましては、施設建設分が平成29年度、災害復旧分が平成33年度となっているところでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>3番 田中議員</p>
3番	<p>12ページの2目のプラザ運営費の中の13節の委託料が、先ほどの説明では、委託料が上がったと、1名増で300万上がったという説明だったと思います。</p> <p>それですね、委託料の相手方は、業者に委託して人員が上がったからその分を増やすということが一般的になるのか、もうお宅の会社に任せるから、人員が増減関係なくというような方法で、僕は考えるべきではないかと思いますが、その点の考え方を説明していただきたいと思います。</p>
議長	施設課長
施設課長	<p>委託料の運転管理業務委託料で、委託料全体で約3,000千円増額いたしております。その内運転管理業務委託料につきましては約2,000千円の増でございます。</p> <p>その他に機能検査委託料等で増額しておる分と合わせて3,000千円増額となっておりますところでございますけれども、運転管理業務委託料の関係でございますけれども、現在、施設を建設いたしましたJFEの環境サービスという運転管理部門の部署</p>

	に委託しているわけでございますけれども、人件費等も含めてすべてそちらに委託しているところでございますけれども、人員1名増となった分が全体の委託料として増額となったということで、その分が増額で、1名増の原因につきましては、先ほど申し上げましたように、ごみの搬入量の増加、それと搬入台数の増加によって、それに対する対応の職員として、1名職員を増やしているところでございます。以上でございます。
議長	3番 田中議員
3番	委託料ですね、職員を増やすということと繋がりとあるとですか。 職員は職員で、再任用かどうか分かりませんが、ちょっと直接は、委託料は委託先に求めるものですから、職員の増とは直接は関係ないんじゃないですか。
議長	施設課長
施設課長	私の説明が、説明不足で申し訳ございません。 その職員の1名増につきましては、委託先の職員の1名増ということで、うちの組合の職員とは直接関係はございません。委託先の職員の。
議長	3番 田中議員
3番	私の説明が悪いとかもしれませんけど、委託先はですね、いくら職員が多ろうが少なくなろうが、その委託を受けたところはですね、関係ないとじゃないですかというお話です。 だから、相手の委託した先はですね、じゃあ5名増やしたから5名分見てくださいというのがですね、実質的にあり得るのか、減らしたら減らしますよということがあり得るのか。 やっぱり本来は、その会社自体に委託したらですね、相手が職員を増やそうがどうしようが、それと直接は、職員を増やしたから上げましたという理屈に立つのか、ということをお尋ねしております。
議長	事務局長
事務局長	このプラザにつきましては、さっき申しましたように、すべて前年度から委託をしておりますが、このごみ量の増加、搬入台数の増加によりましてですね、業者から見積もりが出てきます。その見積もりの中で、今の人用ではどうしてもできないということで見積もりが上がってきております。 それを斟酌して、1名分上がってきておりますから、日当等と、賃金と見まして200万増になっておりますけど、それが妥当であろうというところで予算に上げております。 これは、当然入札をしますので、入札の段階で予定価格は決定しますが、一応予算としてはですね、見積もりに対する予算が必要でございますので、1名増は、今の状態では仕方ないだろうということもありますので、そういうことで計上させていただきます。
議長	3番 田中議員
3番	そういうですね、実際入札をされるとなるとですね、例えば1名増員せんでも、これトータルでは5,900万になっておりますたいね、それでもし入札の相手では1名減らすことも、減った入札額で、それで契約することにはなるとですかね、予定、見込みというのか、予定というのかな、そういうことにはなるんですか。 何社ぐらいこの入札にかたられるんですか。
議長	事務局長
事務局長	業者は1社でございます。1社で入札をしておりますけど、最終的には入札で決定いたしますけれども、現状としまして非常に、数量等は後であれしてもいいですけれ

	<p>ども、一般搬入の台数が非常に増えております。それと量も増えております。</p> <p>現在において1日30tの5時間が地元の契約でございますけれども、これが今満杯の状態でございます。</p> <p>ということで、安全性を期する面、それから、いわゆるスムーズに誘導する面、いろいろな面からして1名は今の段階で、前年から見ましてですね、やむを得んだろうということで、見積もりも上がってきておりますので、最終的には入札ということでございますけれども、予算としては一応、この金額を頂いておかないと、予算の執行が難しくなりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論がないようです。</p> <p>議案第4号「平成27年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、採決します。</p> <p>議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「平成27年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>平成27年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を閉会いたします。</p> <p>(10時49分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>